

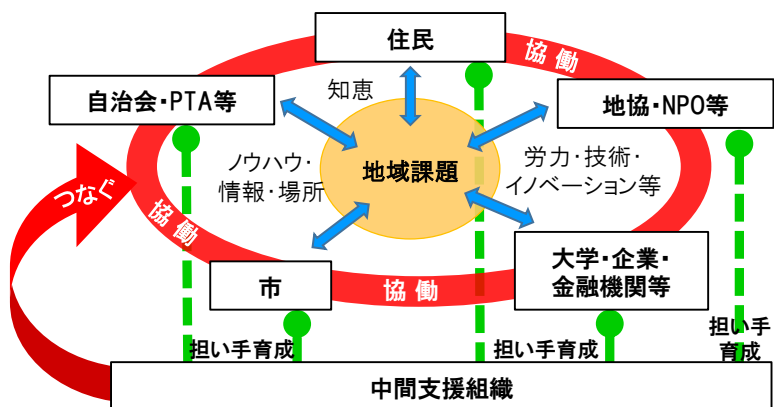
新たな市民協働の仕組みづくりについて

■ 新たな仕組みと体制の構築

- 急激な人口減少や、少子・高齢化の進展、地域コミュニティの急変などにより、あらゆる家庭、地域コミュニティ、行政といった主体の規模が縮小化・脆弱化しつつあり、地域社会の今後を考えると、より深刻で、危機的な状況が予想され、これまでどおりの価値観や制度、仕組みでは、対応が困難



- 特定の個人への依存度や偏在性の高い現在の仕組みを改め、**幅広い主体の参画**を促す新たな仕組みへと転換を図っていく
- 社会構造の変化に対応する持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、**多様な主体の協働**による新たな仕組みと体制を構築する



- 市民協働推進会議（審議会）による審議のほか、各種団体との意見交換、各種アンケート調査等を実施し、様々な主体と相互理解を深めながら、仕組みづくりを検討

■ 条例の策定・計画の全面改定

- 市民自治基本条例に基づく市民協働のまちづくりをより一層推進していくために、新しい協働の仕組みと推進体制づくり等を盛り込んだ「長浜市市民協働のまちづくり推進条例」を制定し、「長浜市市民協働推進計画」を全面改定

条例	多様な主体による協働の考え方や各主体の役割等を規定し、地域課題の解決に必要な新たな仕組みと体制づくりを明確に担保
計画	9つの協働の仕組みづくりとその推進体制等を明記し、仕組みづくりとそれに基づく協働を着実に進める

■ 検討スケジュール <令和元(2019)年5月～令和2(2020)年6月>

項目	スケジュール
(1) 庁議(キックオフ)/議会説明(キックオフ)	令和元年5月7日/5月16日
(2) 市民協働推進本部会議・幹事会の開催	5月7日～
(3) 市民協働推進会議(審議会)での審議	5月31日(*諮問) ～令和2年1月9日(*答申)
(4) 市民協働推進チーム(WG)の設置・会議開催	6月24日～
(5) 市民・団体等へのアンケート実施	7月～8月
(6) 関係機関(地協、企業等)との意見交換	8月～9月
(7) パブリックコメントの実施(条例/計画)	11月25日～12月25日/ 令和2年2月25日～3月25日
(8) 庁内決定(条例案/計画改定案)	令和2年1月/5月
(9) 条例案議決/計画改定案議会報告	令和2年3月/5月
(10) 条例施行/改定版市民協働推進計画の策定	令和2年4月1日/6月

■ アンケート調査実施概要

- 5団体を対象にアンケート調査を実施

区分	対象	抽出条件	実施方法	回答数	回答率
市民	2,000	18歳以上市民	郵送	679	34.0%
地域づくり協議会	24	全数	郵送	24	100.0%
自治会	426	全数	自治会発送	315	73.9%
市民活動団体	115	市登録団体・NPO法人	郵送	62	53.9%
職員	706	正規職員	庁内LAN	204	28.9%

- 設問の中で、課題、活動を充実するために必要なこと、市が優先して行うべき施策については、各団体に質問
- 結果を比較すると、各団体で傾向があり、仕組みの検討にあたって参考とする。

<団体別の主な課題>

市民	活動の輪が広がらない、活動資金の不足、活動の情報収集・発信
地域づくり協議会	人材の育成・確保、活動への理解、高齢化、市職員の活動への関わり
自治会	高齢化、役員・活動の負担軽減、活動資金の確保、活動の情報収集・発信
市民活動団体	活動の担い手確保・人材育成、活動の情報収集・発信、活動資金の確保
職員	団体の情報収集・発信、協働を支援する専門的な機関がない

- アンケート調査結果については、今年度制定・策定する条例・計画に反映するだけでなく、計画策定後に仕組みを具体化するために実施する事業の検討にも活用する。

<アンケート調査結果比較>

課題

<市民>

1	活動の輪が広がらない・担い手が不足している	36.6%
2	活動に携わる時間がない	32.5%
3	自分たちではどうすることもできないことがある	30.7%

<地域づくり協議会>

1	役員の引き受け手が不足している	75.0%
2	会員が高齢化している	62.5%
2	特定の会員しか運営・行事に参加しない	62.5%
2	市民等に十分活動が認知されていない	62.5%

<自治会>

1	会員が高齢化している	72.9%
2	役員の引き受け手が不足している	68.4%
3	役員の負担が重い	61.6%

<市民活動団体>

1	活動の担い手が不足している	54.8%
2	新しい会員が増えない	43.5%
3	会員が高齢化している	37.1%

活動を充実させるために必要なこと

<市民>

1	みんなが気軽に参加できる地域イベントの開催	45.2%
2	若い世代などの幅広い人々への参加呼び掛け	44.3%
3	住民一人ひとりが地域への関心を高めること	36.8%

<地域づくり協議会>

1	人材の育成・確保	91.7%
2	地域住民の意識啓発	70.8%
3	市職員の積極的な地域活動への関わり	54.2%

<自治会>

1	活動の簡素化、合理化	62.7%
2	若い世代への参加の呼びかけ	44.8%
3	市からの資金・活動援助	41.2%

<市民活動団体>

1	人材の育成・確保	59.3%
2	活動の発表・PRする機会	27.1%
3	地域内の他の団体・グループとの交流・情報交換の機会	23.7%
3	活動に対する資金援助	23.7%

<職員>※相手側に期待すること

1	自発性、自立性の向上	53.4%
2	活動の継続性、安定性	50.5%
3	行政の仕組みや手法に対する理解	44.6%

市が優先して行うべき施策

<市民>

1	地域活動や市民活動情報の収集と発信	42.0%
2	協働による事業への財政的支援	35.3%
3	協働への理解と参加を促すための広報などの普及啓発の推進	31.8%

<地域づくり協議会>

1	地域や協働事業に関わる職員を支援する体制づくり	47.6%
2	協働への理解と参加を促すための広報などの普及啓発の推進	33.3%
3	協働による事業への財政的支援	33.3%

<自治会>

1	協働による事業への財政的支援	46.3%
2	地域活動や市民活動情報の収集と発信	44.9%
3	各主体のつなぎ役やノウハウの提供・相談などを専門に行う支援機関の設置	26.5%

<市民活動団体>

1	地域活動や市民活動情報の収集と発信	46.2%
2	協働による事業への財政的支援	38.5%
3	協働への理解と参加を促すための広報などの普及啓発の推進	28.8%

<職員>

1	地域活動や市民活動情報の収集と発信	34.8%
1	協働の担い手を育成するための研修会などの開催	34.8%
3	各主体のつなぎ役やノウハウの提供・相談などを専門に行う支援機関の設置	29.9%

【課題】

- 連携する相手がうまく見つからない
- 活動のノウハウを教えてくれる人がいない
- 特定の個人への依存度・偏在性が高い
- 活動の輪が広がらない・事業が拡大しない
- 活動が長続きしない・維持できない
- 自治会単位での課題の解決が難しくなっている
- 地域づくり協議会の事務局機能が十分でない
- 活動の担い手が不足している
- 会議で活発な意見交換が行われない
- 課題をみんなで話し合える場がない
- どの会議も参加メンバーがほとんど同じ
- 活動資金が不足している
- 活動資金を補助金に頼っている
- 個人で解決できることまで行政や団体に頼っている
- 活動に必要なスキルを持った人がいない
- 活用されていない地域資源(人・モノ・スキル・資産等)がある
- NPO等の市民活動団体がまだまだ少ない
- 他の地域や団体等の活動実態がよくわからない
- 学びやつながりを作る場がない・知らない
- 多様な働き方や活動を支援する制度がない
- 行政が保有しているデータが有効活用されていない
- 人手不足を人でカバーするのは限界がある
- これまでと同じやり方では解決方法が見つからない



【協働の仕組み】

- 多様な主体の協働を進める仕組みづくり
- 地域づくりを推進する仕組みづくり
- みんなで議論する話し合いの仕組みづくり
- 新しいお金の流れを事業支援に活用する仕組みづくり
- 新しい形の共助を構築する仕組みづくり
(※個人間の助け合い・シェア)
- 情報共有・活用を図る仕組みづくり
- 協働の担い手を育成・確保する仕組みづくり
- 市が保有する情報を活用して課題を解決する仕組みづくり
- 先端技術を活用した地域課題を発見・解決する仕組みづくり

長浜市市民協働のまちづくり推進条例の概要

前文・目的（第1条）

- 急激な人口減少や少子・高齢化の進展、地域コミュニティの機能低下などが進み、地域課題の解決が困難になる中で、持続可能で活力ある地域社会を実現していくため、多様な主体の参画を促すとともに、多様な主体の協働によるまちづくりを推進する「長浜市市民協働のまちづくり推進条例」を制定する

定義（第2条）

- 「市民」、「地域づくり協議会」、自治会等の「地縁による団体」、「市民活動団体」、「事業所」、「教育機関」、多様な主体の協働によるまちづくりを支援する「中間支援組織」の各主体や「協働」、「まちづくり」、「多様な主体」等の用語を定義する

基本理念（第3条）

- 多様な主体は、協働によるまちづくりを推進するために、対等な立場で相互理解を深め、情報の共有に努め、互いの自主性・自立性を尊重する

各主体の役割（第4条～第11条）

- 市民、地域づくり協議会、地縁による団体、市民活動団体、事業者、教育機関、中間支援組織、市の各主体がそれぞれの特性を生かして主体的にまちづくりに取り組むとともに、各主体間で連携・協力するよう努める

市民協働推進計画（第12条）

- 条例の実効性を担保するため、市民協働のまちづくりの推進に関する目標や推進施策等を定める計画を策定する
- 計画の策定・見直しにあたっては、市民協働推進会議の意見を聴く

中間支援組織の指定（第13条）

- 多様な主体の協働によるまちづくりを支援する中間支援組織を積極的に活用するため、中間支援組織を指定する

市の取組（第14条～第18条）

- 市は、多様な主体の協働によるまちづくりを推進するため、職員や組織等市内部の支援体制の整備のほか、情報共有・情報発信、人材育成、活動の場づくり、財政等の支援に努める

活動資金の調達・活用（第19条）

- 多様な主体が連携して、市民協働のまちづくりの推進に必要な活動資金の円滑な調達や効果的な活用に努めるとともに、市が寄附文化の醸成に必要な環境づくりに努める

市民協働事業（第20条）

- 地域の社会課題を解決するため、各主体からの提案に基づき、多様な主体間の連携のもとで実施する市民協働事業について定める
- 多様な主体からの提案に基づき、市の業務を提案主体が実施できるよう制度化する

条例の見直し（第21条）

- 社会状況の変化等に照らし、条例及び市民協働の諸制度について見直す等必要な措置を講じる

委任（第22条）

- この条例の施行に関し必要な事項について、規則等で定めることを規定する

長浜市市民協働推進計画（改定版）の概要

策定趣旨

急激な人口減少や少子・高齢化の進展、地域コミュニティの低下などが進み、地域課題の解決が困難になる中で、多様な主体の参画を促すとともに、多様な主体の協働によるまちづくりを推進し、持続可能で活力ある地域社会を実現していくため、「長浜市市民協働推進計画」を全面改定する

計画期間

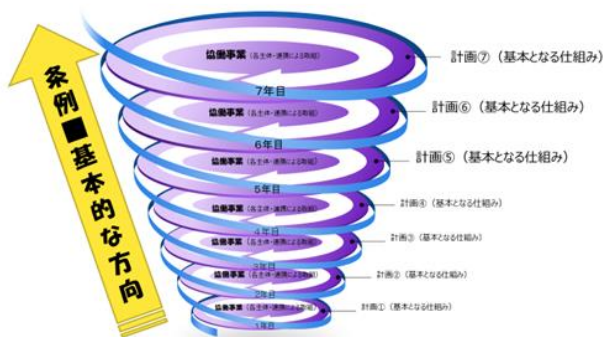
2020年度から2024年度までの5年間

基本的な考え方

協働でつくるプロセスを重視した計画

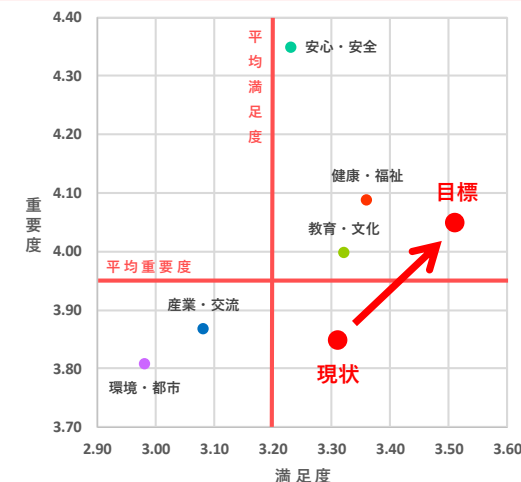
地域課題の解決に必要な市民協働の仕組みを、多様な主体が知恵を出し合い、協働で作り上げながら、段階的に推進していくことで、幅広い主体が地域の社会課題解決に参画する市民協働のまちづくりを推進する

⇒ 計画策定後、仕組みごとに、関係する様々な主体による議論を経て事業を決定し、毎年度計画の見直しを行う際に、新たに決定した事業を計画に追加



計画の目標

指標名	現状	目標
	R1 (2019)	R6 (2024)
市民・自治の市民満足度	3.31	3.51
市民・自治の市民重要度	3.85	4.05



- 市民満足度調査の「市民・自治」の項目の満足度と重要度をともに向上させる

推進体制と仕組みづくりの流れ

- 計画の基本施策（9つの仕組み）ごとに関係者間で議論を行う場（会議）を段階的に設置
- 中間支援組織が議論を前に進める支援や仕組みづくり全般の支援を行う

	年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
最重点事項	中間支援組織	法人設立	⇒ 公益法人化			
	市民協働事業	制度設計	開始	SIB等導入		
	新しいお金の流れ創出	制度設計	コミュニティ ファンド設立			
推進体制	9つの仕組みづくり (基本施策)	一部着手	本格着手	段階的に着手		9つすべて 着手
	9つの仕組み会議・ 関係者間協議			段階的に設置・開催		9つすべて 設置-開催
	推進エンジン会議 (スペシャルチーム)			毎年度設置 (困難分野のてこ入れ)		

長浜市市民協働推進計画（改定版）の概要

基本施策（9つの協働の仕組み）

事業例

市民協働事業

多様な主体の協働事業化を推進

各主体からの提案に基づき、審査機関の審査を経て、多様な主体間の連携のもとで地域の社会課題解決を目指す事業を「市民協働事業」として制度化



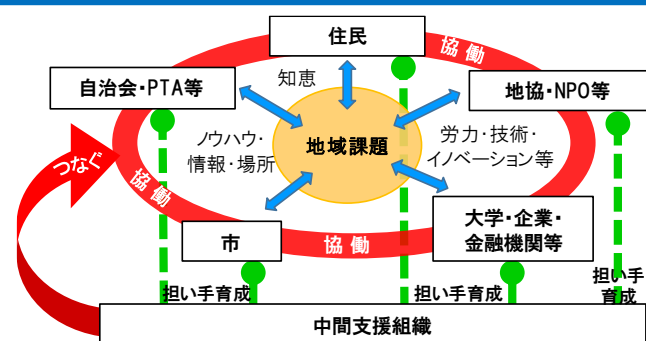
- これまで協働が行われてこなかった分野における協働
- 多様な主体の協働による事業実施
- 関係人口や新たに取組を始める企業・団体（スタートアップ）との協働をモデル的に推進
- **市民提案型**と**行政提案型**の2種類の提案方法を設定

多様な主体とは？

市民、地域づくり協議会、自治会、市民活動団体、事業者、教育機関、中間支援組織、市

01	多様な主体の協働を進める仕組みづくり	中間支援組織の設立を柱とする、多様な主体間の連携を促進する仕組みをつくる	中間支援組織の設立
02	地域づくりを推進する仕組みづくり	地域づくりを担う組織の機能強化を図るなど、地域づくりを活性化する仕組みをつくる	まちづくりセンターの機能強化
03	みんなで議論する話し合いの仕組みづくり	みんなが当事者意識を持って活発な議論が行えるような話し合いの仕組みをつくる	円卓会議の開催
04	新しいお金の流れを事業支援に活用する仕組みづくり	市民協働のまちづくりの推進に必要な資金の調達と効果的な活用を図る仕組みをつくる	コミュニティファンドの設立
05	新しい形の共助を構築する仕組みづくり	シェアリングエコノミーの推進による新しい形の共助を推進する仕組みをつくる	シェアリングエコノミーの推進
06	情報共有・活用を図る仕組みづくり	各主体間の情報のやり取りを活性化する仕組みをつくる	情報共有サイトの創設
07	協働の担い手を育成・確保する仕組みづくり	市民協働の担い手となる人材を育成・確保する仕組みをつくる	コミュニケーションレッジの開催
08	市が保有する情報を利用して課題を解決する仕組みづくり	市が保有するデータを活用し、新たな視点から地域課題を発見・解決する仕組みをつくる	データの公開と活用推進
09	先端技術を活用した地域課題を発見・解決する仕組みづくり	先端技術を活用してこれまでにない新しい方法で地域課題を解決する仕組みをつくる	実証実験への参画

中間支援組織（イメージ）



コミュニティファンド（イメージ）



シェアリングエコノミー（イメージ：総務省HP）

